

地方独立行政法人北海道立総合研究機構情報セキュリティ基本方針（平成23年2月10日 理事長決定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この方針は、北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）の情報システムが取り扱う個人情報及び試験研究等業務遂行上重要な情報の破壊、改ざん又は外部への漏えい等が生じた場合の被害の重大性に鑑み、道総研の保有する情報資産を様々な脅威から防御し、道総研の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための基本的な事項を定め、もって関係者の財産及びプライバシーの保全並びに道総研の安定的な運営の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電子データで構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 電子データ

電子的方式、磁氣的方式、光学的方式等の方式により記録された情報をいう。

(4) 情報資産

本基本方針が対象とする情報資産は、道総研が所有、使用又は管理する次の各号のものをいう。

①電子データ及びそれを記録するための媒体

②電子データを処理又は伝送するための設備及び機器

③プログラムのライセンス及びその権利を証明するための部材

④ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備

⑤ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（電子データを入力するための帳票など、印刷した文書を含む。）

⑥情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

(5) 情報セキュリティ対策

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(6) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及びこの方針に基づき定められた情報セキュリティ対策基準をいう。

(7) 機密性

情報へのアクセスを認められた者だけが、その情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(9) 可用性

情報へのアクセスを認められた者が、必要なときに中断することなく、その情報及び関連資産にアクセスできる状態を確保することをいう。

(10) その他の関連規程等

情報セキュリティ対策に関する施策、措置等を定めた規程の他、要綱、通知及び各管理者によるその他の指示事項をいう。

(対象とする脅威)

第3条 情報資産に対する脅威として、次の各号に掲げる脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

(適用対象者)

第4条 本基本方針の適用対象者は、道総研に勤務する役職員（契約職員等を含む。以下「職員」という。）とする。

(組織体制)

第5条 情報セキュリティ対策の統一性を確保するため、道総研において必要な組織体制を整備する。

(職員の基本的責務)

第6条 職員は、情報セキュリティ対策の重要性を認識するとともに、業務の遂行に当たっては、情報セキュリティ対策に関する法令、情報セキュリティポリシーその他の関連規程等を遵守しなければならない。

(責務の違反)

第7条 前条の規定に違反した職員は、当該違反の重大性、違反時の状況等に応じて、道総研の各就業規則に基づく懲戒処分等の対象とする。

(点検及び運用改善)

第8条 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第9条 前条の点検等の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第10条 この方針に基づく対策等を実施するために必要となる具体的な事項を定めた情報セキュリティ対策基準を定める。

2 前項の情報セキュリティ対策基準の策定に当たっては、次の各号に掲げる事項について定める。

- (1) 物理的セキュリティ対策
- (2) 人的セキュリティ対策
- (3) 技術的セキュリティ対策
- (4) 運用におけるセキュリティ対策

附 則

この方針は、令和5年10月1日から施行する。